

2020年1月11日三恵観光（株）との面談
議事内容と自治会から三恵様への質問事項

1. 目的

三恵観光久保氏から昨年11月13日にメールでこれまでの測定経過の報告と今後の事について自治会に説明したいとの意向で実現した。折角の機会ですので関係者に出来るだけ集まって頂き疑問点や懸念事項の共有も目的にした。

2. 列席者

三恵観光株式会社 廣田顧問弁護士 久保部長 孫課長代理	合計 3名
福知山市市議会議員 中嶋氏 足立氏 塩見氏 紀氏氏 荒川氏	合計 5名
土師総区自治会長 芦田氏 西川氏 佐藤氏 恒川氏	合計 4名
福知山市行政 生活環境課 山中部長 井上課長 井上課長補佐 岩木主任	合計 4名
マスコミ関係 京都新聞社 岡田記者 両丹新聞社 松本記者	合計 2名
土師地区住民	合計 30名
	総合計 48名

3. 面談内容 司会進行 三谷

1) 恒川自治会長 ご挨拶と三恵観光様への質問事項

- ①. 三恵観光（株）様へのお礼と行政へのお礼の言葉
- ②. 2017年自治会を引き受けてからこの約3年間感じて来た事について確認した。

i. 協定書（2017年6月21日締結）

第1条 環境負荷の低減を図り近隣住民の健全で快適な環境の保全苦痛の中再三に渡り改善を要望したが いろいろとお金も使い改善を試みているが思ったような効果が出ない。 と言われる。これは開き直りであり近隣住民に苦痛を与えながら稼働する事は非常に問題点であると指摘された。

顧問弁護士廣田氏の考え

協定書第1条について住民側との契約関係は無い。不法行為があるかどうかで判断する。協定書が有るから健全な環境、工場が無かった状態に戻せと言うのは言い過ぎ。日本の為になると考えて行った事業です。騒音、悪臭は想定外だった。以前の環境にまで戻すのは無理です。住民サイドから3年間の精神的苦痛が有ると言われても自分達も自前の土地の利用の権利を憲法で保証されている。最終的に歩み寄りが出来なければ簡易裁判所による調停が必要と考えている。受忍限度論で決める事が必要。

ii. 燃料のパーム油漏れ事故 2019年2月20日

この事故によりトイレや風呂、車で帰宅などいろいろと不便を受けた。社長の直接の謝罪が有っても良いのではないのか？どのような気持ちで事業を行っているのかその心情が判らない。

三恵エナジーの久保部長が簡単に自己の原因と対策について説明

顧問弁護士廣田氏の考え

社長は一軒一軒謝って回ろうとの考えだったが、回らなくても良いと自分が言った。避難怒号の前に晒すより、必要なお金を使っても良いから早く処理をなさいと指示した。うわべだけ100回謝ってもダメ。採算を無視しなくても良いからギリギリまでやるよう指示した。人間と人間の倫理観の相違は法的に解決する必要がある。一般家庭への影響については当時考えつかなかった。ただ具体的にどのような被害が生じたかを調査する必要については有ったと述べられた。

- iii. 住宅街に近接して事業をする以上、住民に配慮して行うべき。もう辛抱の限界を超えている。新しく来る人も悪臭と騒音でこんなところには住めないと口々に言ってやめられている。子や孫の時代には街が崩壊するのではと心配している。

顧問弁護士廣田氏の考え

街自体が崩壊すると言われても、**受忍限度を超えての具体的な事象や因果関係の証明がない以上**、相当のお金を使って会社を潰してまで出来ない。最終的には裁判所の調停に頼る事になる。

基本的な三恵観光の考えとして住民側が要求している元の環境に戻せという要求には答えられない。それは会社を潰すしかない。協定書第7条に書かれているように、行政省の基準に基づいて事業を行うしかないというのが基本的な考え方。

③. 恒川自治会長の最後に述べられた内容

経済産業省の事業計画策定ガイドラインに書かれている環境に配慮した事業にしなければならないと書いてある。元の3年前の環境に戻して欲しいと訴えた。

私の考え

三恵パーム油バイオマス発電所は一般事業所とは違いがある事も考慮する必要があると思います。自らのお金や財産を使って投資し、本当の意味で独力で事業を行うのであれば上記の考えでも良いかもしれませんが、FIT法により賦課金を国民から徴収し、そのお金でもって電力の20年間高額買取制度を維持している事業です。そうであるならば資源エネルギー庁発行の事業計画ガイドラインに忠実に従った事業を展開する義務が有ると考えます。近いうちにこの事は中央の経済産業省に出向き実名を挙げてこのガイドラインの意味を正したいと思っています。現在のやり方は絶対にあるべき姿ではない。

2) 三恵エナジー久保部長 これまでの環境測定経過と今後について報告

①. 煤煙年2回 中丹西保健所に提出 7月と2月予定

7月25日にも中丹西保健所が煤煙測定を行ったが、エンジンのオーバーヒートの為出力を上げられなかった為、出力を落としての検査になった。その為、11月に追加検査を稼働負荷を4条件(500、600、700、800)に振ってすべて問題ない事を確認した。(但し、**結果の具体的な数値を要求しているが未回答**)

私からの依頼事項（協定書第12条 第15条）

メールでも依頼しましたが、2号機のみで行った理由として7月17日の検査結果から一番高い値だったからと聞いている。そのバックデータと、各々の条件での煤煙生データの要求。また800が過去の稼働条件での最大負荷になっているという証拠のデータを示して欲しい。

回答下さい。①

またオーバーヒートが心配であれば朝早く行うとか方法は有ったはず。では昨年1月25日にも同じように負荷を落として測定しているのは何故でしょうか？時期的にオーバーヒートしない。回答下さい。②

それらが示されないと意味がないし安心出来ない。

これを再度要求します。（書式の例は後で示します。）

②. 騒音測定

- i. マフラーにエンジンサイレンサー設置。8月には吸音シートを敷設。11月には排風ダクトに防音装置を敷設した。すべて規制基準をクリアしている。

私からの依頼事項

まず行った事全てを時系列にまとめ直して提出下さい。

回答例として下記のようにまとめて回答して下さい。③

住宅敷地境界騒音値

実施時期	対策内容	効果予想	騒音測値	測定時稼働負荷	エンジン稼働状況	判定
2019.8	吸音シート敷設	騒音 5 dBダウン	59.7 dB	650KVA	2号機 3号機	?
2019.11.24	排風ダクト追加工	騒音 6 dBダウン	59.7 dB	750KVA	1号機 3号機	?
...						
...						

測定時の稼働負荷は通常稼働のMAXで行う。（条件は統一）

改善前と改善後の騒音値は比較の為にしっかり測定しておく事。雨などは注意住宅地側敷地境界で数箇所測定する。本日の報告では効果が有ったのか無かったのか問題は何なのか全く判らない。お金を掛けて努力している事が全く伝わって来ない。ただ効果も上げれず時間を費やしているだけです。もう待つのも限界。

我々の専門家（大学の准教授と一級建築士）との現地視察では、騒音源を重量

物のコンクリートや鉄骨で囲わないと対策出来ないとの見解でした。参考にして頂くと共に早急に対応お願いします。何度も言わせて頂きますが特に真下の住民は気が狂わんばかりの生活を強いられています。バイオマス発電所から200m離れた地点でさえ、発電所に面した部屋は寝場所としては使用出

来ない状態が続いています。明らかに遺失損害を受けています。

質問事項

上記我々側の専門家の意見に対する見解を文章で回答下さい。④
発電施設設計時からの防音対策に対する議事録とその開示をお願いします。
検討結果を回答下さい。⑤

③. 臭気測定

マフラーの延長工事を行い、住宅地側反対方向に向けた。

現在検討中

- i. 臭いを消す方法 費用が掛かる。
- ii. アロマのような臭いを付ける。

他にも検討中。7月4日近畿経済産業省を訪問して現状の苦痛を訴え、指導したと確認したが未だに検討中とはあまりにもアクションが遅い。

京都府市街地での臭気指数規制値 敷地境界 10 以下 排出口 28 以下
(煙突高さ 30m 以下)

三恵バイオマス発電所の臭気指数 敷地境界 16 排出口 45
敷地境界で 10 以下にする為には計算上煙突の高さが低い為排出口 27 以下にする必要がある。ちなみに舞鶴では敷地境界での臭気指数は想定 2.5。
舞鶴市にそのやり方を聞いて下さい。

頭が痛くなるような何とも言えない悪臭の為、早急な対策が必要です。ガイドラインでは臭気に関しては遵守事項と近畿経済産業省から聞いたので、近日中に中央の経済産業省にも直接確認する事を検討中です。

④. 低周波音 測定した事が無い。

近々福知山市生活環境課の主導で実施予定。

上記全ての測定に関して当面安心が得られるまで住民代表立会いで行い稼働条件を通常負荷の最大で実施する。またその事の保証の為のデータなどの確認を認める事を三恵観光にお願いします。 回答下さい。⑥

3) 三谷からの報告と質問事項

①. 2015年12月24日から今日までの経過についてのまとめを報告

- i. 先日11日に説明した資料参照
- ii. 中身について以下に詳細な質問をする。

②. 質問事項

- i. 2015年12月24日経済産業省に申請
“再生可能エネルギー発電設備の設置場所の決定に係る関係法令手続状況報告書”

A.項目2の3 農地法に基づく農地転用許可手続き

本来南丹広域振興局ではなく福知山は京都府中丹広域振興局に確認する必要がある。

B.項目2の10 環境影響評価の手続

本来京都府での確認が必要だが、福知山市に確認したように書かれている。しかも福知山市環境保全課という部門は存在しない。

- C.項目3の1 環境アセスメントに関する手続き
B.と同じ

いずれも本来本当に連絡をして確認をしていれば間違いに気づくはず。まったく確認しないで適当に書いて提出した事が考えられ、普通市民の感覚から国に提出すべき書類をそのようなやり方で提出されている事に疑問を感じる。

質問事項

経済産業大臣への報告書 項目3の2 その他の条例・・・
については確認もしないで白紙で提出されている理由？
回答下さい。⑦

今回の問題の詳細な原因と対策、今後の処置について文章で回答下さい。⑧

書類提出先は経済産業大臣宛で申請者は三恵観光社長名になっている。社長の見解も頂きたい。 回答下さい。⑨

ii. 2017年2月2日 住民説明会の約束事項

(当時列席していた久保部長も約束事項についての内容は認められた。)

三恵観光 (株) ヨネダ (株) 日本バイオディーゼルの3社が同席
当初住民側は防音壁で工場全体を囲うように要望したが、240ミリ幅の3層構造の壁を作るので外壁すぐ外の騒音値をMAX50dB以下に出来ると表明された。

(内部はエンジン2台稼働で想定85dB程度35dB遮音出来る。)

また新潟の工場の実績ではトタン板だけで囲っただけで20dB消音出来た。もし50dB以下に出来なかったら三恵観光が責任を持って対策すると表明された。

質問事項

4月23日の生活環境課との立会い騒音測定では外壁すぐ外でMAX73dBもありこの事が住宅街に騒音問題を起こしている事が判った。京都府に建築計画概要書を提出されています。(平成28年11月7日)設計は(株)ヨネダ一級建築士事務所の塩見貴秀様になっています。この外壁の遮音効果について当時の説明と食い違っている事について(株)ヨネダの設計責任者より正式見解を求めて下さい。

回答下さい。⑩

- A.住民説明会での新潟県の具体的な工場名またトタン板に比べて今回の240幅の外壁の消音効果の方が低い理由(15dBしか消音出来ない原因)について回答下さい。⑪

また設計施工会社の(株)ヨネダ様の石上取締役や設計課長も住民説明会に同席されています。設計の責任者も塩見一級建築士である事より、(株)ヨネダ様にも瑕疵担保責任があると思いますが、その事に

対する三恵様の見解をお願いします。 回答下さい。 ⑫
もし 50 dB以下に出来なかったら三恵観光様が責任を持って対策する
と久保部長同席のもとで表明されています。その事の責任から逃れる
事は一般的に考えて出来ないと思いますがその事に対する見解を文
章で下さい。 回答下さい。 ⑬

B.臭いについては気にならないレベルと言われましたので、気になら
ないレベルまで改善をお願いします。7月4日に近畿経済産業省に
訪問した際に、悪臭に対しては遵守事項なので何らかの対策を至急
するように事業者に指導すると言われていています。途中1ヶ月ごとに
進捗をチェックしましたが検討中との事でした。半年経過しても検
討中ではやる気が無いと判断します。2週間後に具体的な対策を提示
して下さい。 回答下さい。 ⑭

C.近隣住民には迷惑を掛けない姿勢で進めると言われましたので、早
急に迷惑解消の為の行動を起こして下さい。迷惑を掛け続けられてい
る以上我々も黙ってその事を放置している事は出来ません。福知山市
民はもとより、多くの国民にその事実を知らせて多くの方々に我々の
要求の妥当性に賛同して頂く運動をこれからもしていく必要が有り
ます。

③. 協定書の件

三恵様の見解は恒川自治会長の質問時に判りましたので、我々も専門
家の意見を聞いて対応策を考えます。何回も言いますがFIT法による
賦課金制度で電力高額固定買取制度で成り立っている事業で有る事は
忘れないで下さい。三恵様が独自の努力や実力だけで行っている事業
はない事も理解しなければならぬと私は思います。

(地域住民とのコミュニケーションをしっかりと取り、地域住民の理解
を得て事業をしなければならぬ。)努力義務だが結んだ協定書は
守る必要が有るのではないかと思います。

この事に対する杉本社長の見解を文章で回答下さい。 ⑮

④. 煤煙測定

11日パワーポイントで説明したように、これまでに過去4回の煤煙測
定と独自に2号機を使って条件を変えて測定された煤煙測定時の稼働
負荷と煤煙データ(特にNOx値)を一覧表にまとめて提示して下さい。

回答下さい。 ⑩

測定日	エンジン号機	稼働負荷出力値	NOx 値
2017.11.15	1号機 2号機 3号機		
2019.1.25	1号機 2号機 3号機		
2019.7.17	1号機 2号機 3号機		
2019.7.25	1号機 2号機 3号機		

通常稼働負荷最大の条件とはいくらの出力か過去2年間のデータより裏付けデータも併せて準備下さい。 回答下さい。 ⑪

(大気汚染防止法第13条より)

また昨年4条件で行われた煤煙測定での負荷条件とNOx値のデータの提示もお願いします。その事により我々に安心感を与えて下さい。 上記のような表にして回答下さい。 ⑫

4)その他質問 意見

①. 当初両丹新聞に場所は非公開と有りましたが何故か？

顧問弁護士廣田様の回答

自分自身このバイオマス発電所の件で関与したのはオイル漏れ事故の時分から誰がその事を指示したかの詳細は不明。ただ本来ならもっと早く住民には知らせる必要があったと考えている。反省は必要なので会社に帰ってこの事は伝える。

②. 協定書の関与は顧問弁護士として行ったか？

顧問弁護士廣田様の回答

協定書作成に関して相談は無かった。

この地域の問題として一般常識的公害と認識している。法的な公害とは認定していない。

久保部長の回答 本社にも協定書を作成するそれなりの担当者がある。

- ③. 医師の診断書が有る。
顧問弁護士の回答
個別対応はすべきと考えている。共存共栄とは住民の苦痛と事業者の営業の自由を考えたのバランスで物事を決定する必要がある。会社の採算ベースも考慮しなければならない。
- ④. ほとんど顧問弁護士が答えている。見ていて弁護士からワンサイドで住民が追い込まれている。三恵の久保部長は社長の代理で来ているので自ら発言する必要がある。
- ⑤. 健康被害も出ているので一旦停止して対策して欲しい。
顧問弁護士の回答
土地所有権の行使で事業展開している。稼働を止めると止めただけ企業損失が発生する。不便を掛けている面は有るが、健康被害をゼロにする事は出来ない。お互いが譲歩する必要がある。
- ⑥. 現場に行ったことは有るか？
顧問弁護士の回答
2 から 3 回昼間に行ったことは有る。迷惑を掛けていないとは言わない。夜の音を聞いていないが個人的には大変だと思う。行政庁にも言われてるので再検討するが、もとに戻せと言われるのはムリ。
- ⑦. 中嶋議員
このままではまた不完全燃焼で帰る事になる。久保部長はほとんど何も答えない。三恵さんの誠意を感じない。メッセージが全くない。社長の名前（三恵観光の名前）で自治会の質問に回答する事。
- ⑧. 山中部長
この2年半問題が解決されなかった。住民の方々も議会の度に傍聴に来られていた。法令に基づいて事業を行っているとはいえ、今回を機に三恵観光様には更なる改善をお願いしたい。

以上

三谷義臣
2020.1.11
(議事録完成 2020.1.14)